

●香川県告示第208号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成27年6月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成27年6月17日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字中村丙1827番、丙1831番、丙1832番及び丙1906番1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.25メートル及び6.24メートル
延長 107.37メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。